

院内感染対策指針

特定医療法人社団三光会

誠愛リハビリテーション病院

院内感染対策指針

1、院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、誠愛リハビリテーション病院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2、院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則した医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

3、院内感染対策委員会

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な感染防止委員会を設置する。委員会の規則は、別途、記載する。

4、院内感染防止対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は研修会・講習会を年2回開催する。研修会・講習会は院内感染に関する教育を全職員対象で行い、必要に応じて、各部署代表や特定の部署を対象とするものとする。

5、院内感染の発生状況についての報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。当院では、週1回程度、委員が院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行い、特記事項は委員会に報告する。臨床検査室は、感染症の発生状況やサーベイランスの結果を、定期的に、感染対策委員会に報告する。また、関係職員は、院内感染対策上重要な感染症の発症、或いは、その危険性についての報告を速やかに行う。

6、院内感染症発症時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合、或いは、その危険性がある場合には、発生各部署責任者が院内感染対策委員長に報告し、内容によって緊急の院内感染対策委員会を開催し、二次感染の予防、治療方針の作成、対策の指示、等を行う。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に従い担当医師が行う。

7、院内感染対策の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内 LAN を通じて、全職員が閲覧できる。患者あるいは家族が閲覧を希望すれば、閲覧できる。また病院内に掲示することによって一般に公開する。また、院内感染対策に関

する情報は、職員、及び、患者あるいは家族へ、速やかに積極的に情報開示する。

8、院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

委員会が定めた院内感染対策マニュアルを院内 LAN に配信しているので、職員はマニュアルに基づいて感染対策を実施すると共に、マニュアルも定期的な見直し・改訂を行う。

また、職員は、自らが院内感染の感染源とならないように、病院内外での感染予防対策を遵守し、日常の健康管理に留意する。また、感染対策に関する地域医療機関との連携強化に努める。

改訂年月日	平成15年	4月	1日	制定
	平成22年	1月	19日	改訂
	令和2年	11月	10日	改定